

# 特記仕様書

## 第1章 農林土木工事共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改訂された場合はこの限りでない。

## 第2章 農林土木工事共通仕様書の変更・追加事項

「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」の【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載の「徳島県農林土木工事共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。

なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを用いるものとする。

## 第3章 工事内容

### 3-1 目的

本工事は勝浦町横瀬地区農業集落排水処理施設の汚水処理施設における自動スクリーンの機能強化工事を行うものである。

### 3-2 工事場所

徳島県勝浦郡勝浦町三溪（横瀬処理場施設内）

### 3-3 工事の概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) 自動スクリーン 1.0 台 現地整備

(1) 自動スクリーン機側操作盤 1.0 台 現地整備

各仕様については、別添参照。

### 3-4 工事数量

本仕様書による（別添図面参照）。なお、下記に示す機械設備等は本工事の範囲外とする。

(1) 前項に示す機械設備以外

(2) 処理場の建屋工事

(3) コンクリート建造物の箱抜き工事

ただし、差筋及び二次コンクリート工事、アンカーボルト等のモルタル充填は含むものとする。

(4) 照明設備及び換気扇並びに配線工事（建築関係設備）

(5) 責任分界点までの引込み外線工事

### 3-5 現場条件

(1) 関係機関との調整

関係者（地権者、受益者、関係官公署等）との協議を行うものとする。

### 3-6 提出書類

提出書類の部数は下記のとおりとする。

- (1) 承認図書 提出部数 2部 (A4サイズ)。
- (2) 完成図書 提出部数 2部 (A4サイズ)。
- (3) その他協議資料等 監督職員の指示によるものとする。

### 3-7 工事電力等

本工事に要する電力料金は、受注者の負担とする。

## 第4章 設計仕様

### 4-1 設計一般

設計に当たっては関係する諸基準、規格を遵守し、十分検討を行い、環境に順応した調和と安全を確保できる設備を設計するものとする。

### 4-2 遵守法令等

工事施工にあたり諸法規を遵守しなければならない。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 建築業法
- (4) 公害対策基本法
- (5) 水質汚濁防止法
- (6) 大気汚染防止法
- (7) 悪臭防止法
- (8) 下水道法
- (9) 電気事業法
- (10) 道路交通法
- (11) 騒音規制法
- (12) その他関係法令、条例等

### 4-3 設計諸元

#### 1. 自動スクリーン 設計

##### 1) 使用目的

本装置は、汚水中の比較的細かい浮遊物を阻止し、かき揚げ及び脱水処理することを目的とする。

##### 2) 仕様

項目	仕様	備考
(1) 形式	レーキ回転式スクリーン(脱水機構付)	クローズド型ユニット槽
(2) スクリーン	外径 約500mm×機長 約2,600mm	
(3) 処理量	50m <sup>3</sup> /h	
(4) 目幅	5mm	
(5) 電動機	0.75kW	
(6) 電源	3φ×60Hz×200V	
(7) 数量	1台	
(8) 重量	約820kg	

### 3) 構造概要

本装置は、スクリーン、スクリーコンベヤ、洗浄装置、脱水装置、駆動装置等よりなり、汚水中の浮遊物を阻止し、かき揚げ、更に洗浄、脱水するためのものである。

### 4) 製作条件

- (1) 本装置の各部の強度は、十分な安全率をとるものとする。
- (2) 本装置は、一体構造とし、据付が容易な構造とする。
- (3) スクリーンの強度は、水位差及び流入浮遊物、流入量等を考慮すること。

### 5) 各部の構造

#### (1) 駆動装置

- (a) 駆動装置は、電動機直結型サイクロ減速機、ウォーム減速機等を使用し、駆動軸への伝達は、ギヤ伝達又はカップリング等による直結構造とする。
- (b) ギヤ伝達による場合は、ギヤボックスを設けること。
- (c) 電動機の仕様は、屋外全閉防まつ形・空冷外被表面冷却自力形、連続定格とする。

#### (2) スクリーン

- (a) スクリーンは、円筒形ステンレス製とし、し渣が固着しないよう表面を滑らかに仕上げたものを等間隔に配列するものとする。
- (b) スクリーン前部には、電極棒（φ10、3P、SUS架台、端子箱含む）を設け、機器の運転制御、オーバーフローの検知を行うものとする。

#### (3) レーキ

- (a) レーキは、スクリーコンベヤと同軸に接続され、回転連動によりスクリーンのし渣を円滑にかき取るものとする。レーキによってかき取ったし渣は、スクレーパによりスクリーコンベヤにかき落とされる構造とする。
- (b) レーキは、スクリーンにし渣のかき残しのない構造とする。

#### (4) スクリーコンベヤ

- (a) 軸とスクリー羽根の接続は、溶接構造とし、し渣・スカムを効率よく搬出できる形状とする。
- (b) スクリーコンベヤ上部には、し渣・スカムの内圧に十分耐える密閉構造の脱水部を設けるものとする。脱水部には内部の点検が可能な点検口及び脱水ろ液受け、ケーシング内が洗浄できる洗浄管を設けること。

#### (5) 軸及び軸受

- (a) スクリー軸は、ステンレス製とし、発生応力に対して十分な強度を有するものとする。
- (b) 軸受は、強度、耐摩耗性を考慮したものとする。

#### (6) 洗浄装置

- (a) スクリーコンベヤのし渣投入部には、圧力水によりし渣等の洗浄が行える洗浄ノズルを設けるものとする。

#### (7) シュート

- (a) し渣搬出部には、ステンレス製のシュートを設け、搬出し渣等が停留することなく排出できる構造とし、臭気ダクト接続口を具備するものとする。

(b) シュートは、コンテナ又はコンベヤ等のし渣搬出方法に応じ接続金具を設ける等適当な形状とするものとする。

(8) クローズド型ユニット槽

(a) ポンプ圧送等による場合で、本スクリーンとの接続が配管による場合は、スクリーン本体を収納するクローズド型ユニット槽を具備するものとする。

(b) 槽は、ステンレス製密閉構造とし、流入管接続口、配水管接続口、運転・オーバーフロー水位検知用電極棒等を具備するものとする。

6) 使用材料

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| (1) スクリーン       | SUS304 |
| (2) レーキ         | SUS304 |
| (3) スクリューコンベア   | SUS304 |
| (4) シュート        | SUS304 |
| (5) クローズド型ユニット槽 | SUS304 |
| (6) ギヤボックス      | FC200  |

保護装置

(7) 機械的保護装置

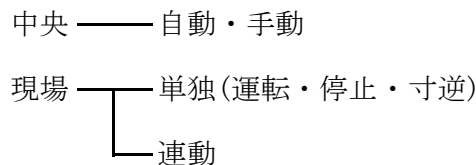
減速機内蔵トルクリミッタ(サイクロ減速機使用時)

(8) 電氣的保護装置

瞬時要素付過電流検出器(機械的保護装置のない場合)

7) 運転・操作概要

(1) 操作



8) 試験・検査

一般事項については機械設備工事一般仕様書による。

9) 塗装

一般事項については機械設備工事一般仕様書による。

10) 据付

機械設備工事一般仕様書によるほか、次の点に留意すること。

- (1) フレーム及びスクリーンは指定された角度に正確に据付けること。
- (2) 据付は、アンカーボルトにより強固に躯体に取付けるものとする。

11) 他工事との区分

(1) 土木・建築工事との区分

基礎ボルトの一部はつり、孔部復旧、調整、仕上モルタルは本工事範囲とする。

(2) 電気設備工事との区分

一般事項については機械設備工事一般仕様書による。

## 12) 標準付属品

(1) アンカーボルト・ナット	1 式
(2) し渣コンテナ(樹脂製、キャスター付き、0.1m <sup>3</sup> )	1 台
(3) 洗浄水用電動ボール弁	1 台
(4) グリース	1 缶
(5) 電極棒	1 式
(6) 制御盤(鋼板製、屋内壁掛型)	1 面

## 13) 制御盤仕様

項目	仕様	備考
(1) 構造	屋内壁掛型、鋼板製	
(2) 板厚	本体 2.3t	
	扉 2.3t	
	中扉 —	
	中板 3.2t	
	ケーブル塞板 —	
(7) 塗装	塗料 ポリウレタン	
	色(外面) 5Y7/1 全艶	
	色(内面) 5Y7/1 全艶	
	膜厚(外面) 80μm以上	
	膜厚(内面) 60μm以上	
(8) 概略重量	約130kg	

## 第5章 施工条件

### 5-1 工程制限

- (1) 部分引渡し  
該当無し
- (2) 完了受渡し  
別途協議によるが、性能試験検査の合格後とする。

## 第6章 仮設

### 6-1 仮設配管

(1) 既設自動スクリーンの撤去及び新設自動スクリーンの据付時においては、浄水施設の稼働を想定しているため、流入口からばっ気沈砂槽までの仮設配管を行うものとする。また、その施工間のし渣等の除去については、細目スクリーンにて除去を行うものとする。

## 第7章 貸与する施設等

該当なし

## 第8章 材料等

材料については、日本工業規格(JIS)・電気規格調査会標準規格(JEC)・(社)日本下水道協会規格(JSWAS)及び(社)日本水道協会規格(JWWA)に定められた製品を選定すること。

## 第9章 機械設備据付・撤去工事

### 9-1 一般事項

- (1) 本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任を持って施工のなければならない。さらに作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。
- (2) 検測又は確認  
この工事の検測又は、確認を下記の段階で受けなければならないが、監督員と協議によるものとする。
  - 1) 工場検査(性能証明書等の提出により確認する。)
    - ・ 対象工種 自動スクリーン・自動スクリーン操作盤
  - 2) 現地検査
    - ・ 材料検査
    - ・ 据付・撤去状況
    - ・ 運転時 (運転時の検測, 確認は10-2(3)も参照)
- (3) 安全施設  
破損した場合は、受注者において同等に復旧しなければならない。
- (4) 輸送  
各機器の輸送と保管は、積載超過運搬を防止変換や破損等のないよう荷造を行い、各機器の名称等記入し、荷卸し後他の工事業者と混同しないように処置をしなければならない。
- (5) 配管の接合  
配管の接合は漏水がないように正確・確実に行うと共に、配管の固定は、堅ろうに取り付けること。
- (6) 据付  
据付に当っては厳密な芯出しを行い、水平、垂直に十分注意し、運転時に振動、異常音のないように正確に据付なければならない。また、据付の詳細については、施工図を提出のうえ、監督員の指示を受けること。

## 第10章 施工管理

### 10-1 施工管理

受注者は、農業集落排水施設検査・施工管理指標(案)及び農業集落排水施設施工指針-汚水処理施設編-及び徳島県農林土木工事施工管理基準(令和6年12月)(令和7年10月一部改訂)に準拠して管理を行うものとする。

### 10-2 写真管理基準

#### (1) 一般事項

工事の施工順序に従い、必要に応じ又は監督職員の指示によって記録写真を整理し、工事の完了後又は必要なつど提出しなければならない。埋設される箇所等後日確認できなくなる箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。

(2) 撮影基準

撮影に当たっては、構造物等の種類、位置、番号等を明示する黒板を立て、ポール、スケール等によって位置・寸法等を表示するものとする。

(3) 試運転

据付工事が完了した時は、監督職員立会いのもとに、その指示に従い現場において試験及び機場全体の総合試運転まで行い、支障がないか確認する。

異常がある場合、監督員と協議することとする。

10-3 その他

設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても、構造、機能上又は製作据付上当然必要と認めれる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。

第 1 1 章 保証期間

保証期間は規定による引渡しを受けた日から 1 箇年とする。

保証期間内に明らかに受注者の設計、製作、施工の不備に起因する故障が生じた場合は、受注者の責任において直ちに修理または取替えをしなければならない。

第 1 2 章 定めなき事項

この仕様書に定めなき事項、又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。